

一六世紀末近江国八条村の被官売券

市 川 訓 敏

一

近世初期にみられる譜代には、その発生原因からみて、前代より世襲的に主家に隸属していたものと、人身売買の結果として譜代となったものの二種類が存在することは、既に先学により指摘されていることである。⁽¹⁾

このうち、人身売買に関しては、徳川幕府法をはじめ各藩法にあって、禁令がくりかえし出されていたのであるが、脇田修氏は、幕藩領主は人身売買こそ禁止しはしたが、譜代一般についての禁止はおこなわれてはいない、という指摘をなされている。すなわち、「人身売買については幕府禁令は一貫していた。しかしこれを譜代奉公人一般の法令にいうならば、かかる禁令は出ていないといつてよい。譜代解放令はなかったという指摘はあるが、譜代禁令はおこなわれたとする通念が存在していた。だが幕府令においても年貢未進・刑罰・職人の技能修得などにおける譜代は認めており、さらにいうならば金銭授受（つまりこれが人身売買である）をともなわない相対の譜代は容認したのである。」⁽²⁾として、人身売買を原因とする譜代奉公の禁止が主眼であって、それ以外の年貢未進や刑罰等にもとづいて譜代が容認されている点に注意を払われているのである。しかも幕府法にならって各藩において発せられている人

身売買禁令についても、より消極的なものにすぎないものであって、おもに「他国売」のみが問題となっているのであり、自領内での人身売買は公認されていた。つまり、各藩では領国内の労働人口確保という観点でのみ人身売買に関心をもったにすぎない、との指摘をおこなわれている。元和元年十二月の加賀藩の高札に、

一 諸百姓不依男女、他国江うり遣事並致譜代重代之契約、在所を罷出儀堅被成御停止候

とあり、これも何ら一般的な人身売買の禁制、譜代奉公の禁制ではなく、他領、他所へのそれが問題とされたのである。

この加賀藩の高札は、藩権力にとっても、百姓層の他国への人身売買と、譜代契約にもとづく出奉公とが接合的に考えられていることを示しており、両者が深い関連において把握されているのであるが、このことは、はたして何を意味するのであろうか。この点について脇田氏は、「人身売買禁令は、それが人間性に反するところからも一般におこなわれた。幕府令は、厳しい禁令をつづけているが、しかも諸藩においては、多く他領売のみを禁じたにすぎなかった。封建制下において、農民は年貢未進による没落の危機にたえずさらされていたが、ここには常に人身売買の発生する条件が存在したのであり、領主は年貢の確保と、農業経営維持という二つの要求を、前者に主点をおいた領内労働力の確保という形で解決したのであった。権力の本質はここにあつて幕府令に準拠して、寛永末年以降、人売買禁令を発した藩もあるが、必ずしも効果があったとは思えない。幕府もまた延宝年間には人身売買による譜代を認めているから、人身売買禁令も、誘拐によるそれに重点をおいて理解すべきなのである。」⁽³⁾と結論されている。脇田氏のこの見解からすれば、譜代契約による出奉公と、人身売買の禁制は、両者が領国経営安定にかかわる点で権力の関心をよぶのであるが、現実にはその効果はうすく、誘拐等が問題になったにすぎない、ということになる。権力にと

って重大な関心をよせるべき領国経営安定のための要請ならば、何故にそれが効果のないものでしかなかったのか。脇田氏は、それらの譜代が、当時の農業構造に規定されて発生するものであり、むしろ近世封建社会において適的なものであって、領内労働力の確保のための他国売等の禁止以外には、最初から厳格に禁止する意志をもたず、幕府法もまた、人間性に反する点や人誘拐が問題とされたにすぎない、とされる。

それにもかかわらずこのように不徹底な人身売買の禁制が何故にくりかえし出されていたのかという点は、なお必ずしも明瞭であるとは思えないが、近世前期の出奉公や他国売の禁止が領内労働力の確保という観点からおこなわれたとする脇田氏の見解は、既に中村吉治氏によっても指摘されていることがらである。中村氏は、例えば、参河岡崎領での慶長二年の掟に、

百姓一切奉公ニ出ましく候、当年われ候所へ出候ものも可返候、他所へ奉公又者逐電之百姓も□□□可帰返とあるように、逐電・逃散禁止の法令と共に、それと並んで出奉公が禁じられる場合が多く、百姓の土地への固定、百姓支配の維持が主要な原因となっていたと考察されている。⁽⁴⁾

百姓の逐電・逃散・走入に対して、周知のように鎌倉幕府法は、式目四二条にみられる如く、その去留を自由として、負物等についてのみ問題とし、百姓跡に関しては浪人招居や、他の百姓を跡に付することによって解決をはかっていた。したがって人返は下人・所従についてのみ適用されたが（この点ではフランス古法にみられる農奴と奴隷との相違、すなわち奴隷にあっては、奴隷追求権があくまで発動されるのに対し、農奴にはそうした追求権が存在しない——ガクソット『フランス人の歴史』1、という点と帰を一にしている）、その後国人領主法より戦国法に至って、百姓の所従化、すなわち百姓身分に対しても下人と同様人返（追求権）を全面的に適用する方向へとむかったのであ

る。

近世初期法制における出奉公並びに逃散禁圧の政策は、こうした戦国法の方針を引継ぐものであり、百姓逃散、走入の禁圧のみならず、それとの関連で出奉公をもあわせて阻止しようとしている点で重要性がみとめられるといわなければならぬ。しかも中世における百姓逃散は、土一揆とともに、対領主闘争の一環として重要な方式であったものであり、権力自体が重大な関心を寄せざるをえないものであって、それと同一線上に出奉公が把握されていることを重視しなければならぬ。それゆえに領国経営の安定化の観点からのみ問題を考察するならば、先に触れたような鎌倉幕府方式が何故に放棄されねばならなかったのか、という問題があらためて検討されるべきであろうし、中世後期にみられる民衆と権力との敵対的状況が視野に入っていないかと思われるのである。

百姓の出奉公が、百姓逃散と同一レヴェルで幕藩権力によって把握されているという方向は、しかしながら既に戦国法においてもうかがい知ることが出来る。永正一八年の大内氏掟書第一七二条においては、「諸人領内百姓等、本地頭を闕て、他人の被官として、一字を所望の条、無道第一也、剩逃散以下噉々儀出来之時、果而御成敗のため其煩なきにあらす者、其百姓といひ、許宿の輩共以可被処重科之、同逃散の百姓等其外子細ある族、僧俗男女をいはす、諸人所領内に不可拘置也、任聞及則糺返すへし……」と定め、百姓層の自由な被官化(譜代奉公)の動向が、「逃散以下噉々儀」と深く関連を有し、大内氏が両者を同一レヴェルにおいて一様に阻止せんとしたことがみとめられるのである。⁵⁾

以上のように、百姓層の自由な出奉公や自由な被官化の動向は、「逃散以下噉々儀」と深い関連を有していたのであるが、そのことは一体何を意味するのであろうか。この点について近年、石尾芳久教授によって次のような指摘が

なされていることに注目する必要がある。すなわち、被告契約——譜代契約にもとづく百姓層の自由な「主取り」行為、百姓層が自らの意思によって主人とたのむ仁を選び取る行為の広範な存在が、武装せる農民層の組織化、自治化の契機となるものであって、かれらによる自治組織結成の方向とふかくむすびつくものであることを明らかにされた点である。⁽⁶⁾とするならば、百姓層の自由な被告契約の締結、出奉公などが「逃散以下噉々儀」とは別個のものではなく、まさに両者が一体として存在するがゆえに、大内氏が同一次元のものとして把握して、これを阻止しなければならなかったことも容易に理解することが可能となるのである。

以上のように考えた場合、なお重視されねばならないことがらは、最初にも言及したように、譜代契約にもとづく譜代——したがって、百姓層の自治組織形成をうながす契機となりうる——と、それとは異なる系統に属する、人身売買を原因とする譜代とが、同様に譜代として把握されていたということである。そのことは先の加賀藩の高札にもみられたように、譜代重代の契約にもとづく出奉公と、他国への人身売買とが、共に禁庄の対象として同一レヴェルにおいて把握されていることから明らかといえようが、従来にあつては、こうした譜代契約にもとづく譜代が、何故に別系統の人身売買を原因とする譜代をも包含するに至ったのかという問題は、さほど深刻に検討がなされていなかったといわねばならない。中世の譜代下人についても、単に奴隷、もしくは農奴といった階級の規定でもって常識的に理解されてきたのであるから、⁽⁷⁾それが、人身売買を原因とする場合も当然に含まれると考えられていたといえよう。しかしながら先にみたように、自由な譜代契約にもとづく譜代関係の設定が、農民層をはじめ賤民身分においても広範にひろまっていたのであり、それが戦国大名権力等の重大な関心を呼ぶものになっていたことを考慮するならば、そこに人身売買系統の譜代であるものが混入してゆくといった事態は、容易には理解しえないのではないかと思

われる。とすれば、人身売買と把握しうるものについても、その内容が、われわれの予想するものとは必ずしも同一ではないものをも含むと仮定することも可能なのであり、その意味で、人身売買を原因とする譜代の在り方が検討されねばならないのではないかと考える。幕藩法において、人身売買の禁令を出しながらも、脇田氏の指摘にもあったように、それ以外の譜代、すなわち年貢未進や犯罪を原因とする譜代が、そうした禁令の対象にはなっていないという問題をあわせ考察するならば、人身売買を原因とする譜代の内実を、さらに吟味する意義があると思えるのである。したがって本稿においては、当該期の人身売買の問題を全面的に考察することはできないが、次に示すいくつかの史料を素材にして、問題の所在を検討することを試みたい。

- (1) 例えば脇田修氏『近世封建社会の経済構造』二二九頁参照。
- (2) 脇田氏前掲書、二三五頁。
- (3) 脇田氏前掲書、二三五頁。
- (4) 中村吉治『近世初期農政史研究』二三一頁以下参照。
- (5) 『中世法制史料集』第三巻、一〇九頁。なお同第一条には百姓逃散に関して、「或拘持土貢、或欲企噉訴、逃散他所之條、不可不誠、所詮、有所望之輩者、搦捕狼藉人、可渡之」という厳格な方針をうち出しており、百姓逃散が「欲企噉訴」方式であることを如実に明らかにしている。
- (6) 石尾芳久「検地帳と名寄帳に記載された賤民」(『日本近世法の研究』所収)。
- (7) 中世の下人身分に関しての理論的考察としては、峰岸純夫氏の「中世社会の階級構成——とくに『下人』を中心に——」(『歴史学研究』三二二)がなおすぐれた問題視点を提供している。さらには高橋昌明「日本中世封建社会論の前進のため——下人の基本性格とその本質——」(『歴史評論』三三三)等参照。また石井良助博士の「中世人身法制雑考」(『法学協会雑誌』五六—八・九・一〇)が、その基本的文献として重視されよう。

滋賀大学経済学部付属史料館の所蔵にかかる「福永家文書」には、中世最末紀より近世初頭に至る近江国坂田北郡八条村（現滋賀県長浜市八条町）における、被官売買を示す史料が多数残されている。それは村内の有力農民である兵介並びに兵作に対して、村内の者を中心に二三名の者が、自らを、また時には子息をも含めて被官人として売却し、代米をうけとったことを明らかにしているものであり、既に『改訂近江国坂田郡志』^①並びに、宮川満『太閤検地論』^②第三部において、その一部が紹介されているものである。本稿は、こうした多数の被官売券——その出現の原因としては当然、太閤検地による農村状況の変動が考えられねばならない——にみられる被官関係を如何に解するかという点にしばって、問題を検討することを意図するものである。^③これらの被官売券をいくつか紹介するならば、

(A) 永代売渡申ひくわん人之事

先祖ハ八条左衛門四郎、於依有直要用能米參石仁同八条兵介殿へ限永代売渡申処実正明白也、然者御ほうこ無沙汰仕ニおいてかたく御きうめい可被成候、其時義申間敷候、仍後日ひくわん人売券之状如件、

八条兵介殿參

天正拾六年三月十六日

売主 八条

左衛門四郎

(B) 永代売渡申官之事
(被欠カ)

合をや同子共

一六世紀末近江国八条村の被官売券

右、件官仁売渡申所へ、天正十六年之御年貢舟もうさんニ仍御年貢米六石仁兵介殿へ永代売渡申処実正明白也、然上者後継子々孫々於末代違乱煩不可有者也、万一何かと申仁於これ有、われら作老職ヲいつれも永代御とり可有候、其時一言之子細有間敷候、仍為後日売券文状如件、

天正拾六年十月廿五日

売主 八条ノ
形部左衛門

(C) 永代売渡申孫太郎事

右之代米八石仁限永代ヲ、八条兵作殿江売渡申処実正也、然上者子々孫々於後々末代ニ違乱煩有間敷者也、自然此上くわんたい仕候ハ々、作老職共可被召上者也、其時一言之子細申間敷候、仍為後日証文状如件、

慶長七年式月廿三日

孫太郎

兵作殿参

(D) 永代売渡申被官状之事

八条介三郎依有直要用、能米拾石仁八条兵作殿江限永代売渡申処実正明白也、然上者子々孫々於末代ニ違乱煩有間敷者也、仍後而日証文状如件、

慶長八年八月廿三日

売主八条介三郎 (略押)

八条兵作殿参

(E) 売渡申被官状之事

依直有用要能米式石五斗仁永代売渡申処実正明白也、然上者違乱煩不可有者也、仍後日売状如件、

売主 八条

介六

慶長拾参年十二月廿七日

兵作殿参

(F) 永代売渡申被官人之事

八条ノ介三郎依有直用要能米式石式斗永代売渡申所実正明白也、然上子々孫々後々末代おいて違乱煩不有可者也、

仍為其売券状如件

うり主

介三郎(略押)

慶長拾六年拾一月廿日

兵作殿参

といった形式をもつものである。そしてそれらを表にすると、第一表のようになる。⁽⁴⁾

近世初期の被官について考えれば、この近江国八条村の多量の被官売券の出現は、同時期の他の地域のそれにくらべても、はるかに多く、まとまっているものであり、例えば、先に言及した脇田修氏が、畿内、摂河泉地方において残存する近世前期の農村奉公人史料を紹介、検討されたものを見ても、その量的な相違がまず注目されよう。脇田氏はそれらの史料に関して、① 禁令をおかして身売がなされている事例の多いこと、② 譜代(被官)が明らかに存在していること、③ 自己の「被官」を他へ売渡すというように、半奴隸的な譜代の存在と、人身売買の典型が示さ

第一表

	年月日	被官	被官主	備考
1	天正 5.12. 4	長谷寺 兵衛三郎 子犬若	—	依有直要用、能米五斗仁、限永代、 売渡申処実正明白也。
2	〃 16. 3. 4	八条 藤市並子	八条兵介	能米四石にて永代売渡。「御ほうこ 無沙汰ニおいて、かたく御きうめい 可被成候」
3	〃 16. 3.16	左衛門四郎	〃	能米三石にて永代売渡。
4	〃 16.10.25	形部左衛門 並子	〃	右件被官仁売渡申所ハ天正十六年之 御年貢弁もうさんニ仍、御年貢米六 石仁兵介殿へ永代売渡申処実正明白 也、……万一何かと申仁於これ有、 われら作忝職ヲいつれも永代御とり 可有候、
5	〃 16.10.25	小太郎並子	〃	同上。 年貢米九石五斗にて永代売渡。
6	〃 17.10.25	弥三郎 並子九郎	〃	同上。天正十七年の年貢米十五石八 斗三升五合にて永代売渡。
7	慶長 7. 2.21	彦四郎	八条兵作	代米十五石余にて永代売渡。
8	〃 7. 2.23	又三郎	〃	代米貳拾石にて永代売渡。
9	〃 7. 2.23	孫太郎	〃	代米八石にて永代売渡。「自然此上 くわんたい仕候はハ、作忝職共可被 召上者也」
10	〃 8. 8.23	孫左衛門	〃	能米拾石に永代売渡。
11	〃 8. 8.23	介三郎	〃	能米十石に永代売渡。
12	〃 8. 8.23	さん衛門	〃	能米十五石に永代売渡。
13	〃 13. 3.15	三吉	〃	能米三石一斗一升八合に永代売渡。
14	〃 13.12.27	介六	〃	能米二石五斗に永代売渡。
15	〃 15.11.28	与三郎	〃	能米二石にて永代売渡。使弥一郎。
16	〃 15.11.28	藤十郎	〃	能米二石五斗にて永代売渡。 使弥一郎。
17	〃 16.11.20	介三郎	〃	八条ノ介三郎、依有直用要、能米貳 石貳斗永代売渡申所実正明白也。
18	〃 17.12.29	又藏	〃	能米二石五斗に永代売渡。

れていること、などを指摘され、人身の永代売買による譜代化や質券奉公人が顕著にみられる事実を明らかにされた。⁵⁾ それゆえ、こうしたことを念頭において、八条村における被官売買を検討することにした。

これらの被官売券をみてゆくと、いくつかの特徴的な内容をそなえていることが理解しうる。まず第一に、これらの被官売券は重複するものを除いて、合計一八件にも及ぶ人身売買がおこなわれているのであるが、そのうちの多くが、自身売却であり、①の事例以外は全て、自己自身を売却するものとして一方の契約当事者になっているものであり、一般にみられる子女の売買という形態をとるのではなく、子の売却は、「合をや同子供」というように、その親と共に売却されている事例が目立つ。とりわけ、「合をや同子供」という形態には、親も子も同様に継続的な関係に入ってゆくことを示すものであり、こうした事情は容易に譜代奉公関係の形成をうながすと考えられ、最初に問題にした事例、すなわち譜代奉公のなかに売買を原因とする譜代が混入し、同様のものとして位置づけられてゆくことの一端をみることができるといえよう。

さらに第二に注目しうるのは、②④⑤のように子供の場合には不明であるが、ほぼ全体が男子の売買であり、遊女奉公や、脇田氏の紹介された史料に多くみられるような、娘を永代にひきわたすといった事例が見出だせないといった特色をもっていることである。

第三にあげねばならない点は、代米として請取った額にかなりの幅があり、①の五斗から⑧⑩の二〇石にまで及び、そのことは、こうした人身売買が、その時々々の物価といった次元以上に、その内容を異にするものであって、一律に規定しうるものではないことを十分に示唆するものと思える。これらの被官売券は、すべて永代売の形式をとるが、それにもかかわらず、その実質的内容は同一とは考えがたいといわなければならない。しかも④⑤⑥に明らかにみえ

るように、売買の値が、その年の年貢米額であり、それ以外にも^⑩のように、三石一斗一升八合といった額が提示されているのもほぼ同様に考えられようが、人身売買の代価が年貢米を基準としていることが理解できるのであって、近世の身売奉公人にみられる身代金に比べても、全体として安価な取引がおこなわれていたと思われる。

第四に明らかなのは、「万一何かと申仁於これ有、われら作沓職ヲいつれも永代御とり可有候」、「自然此上くわんたい仕候はハ、作沓職共可被召上者也」といった弁償文言からもみとめられるように、売買を原因とする被官関係に入った場合にあつても、それが土地を所持したまま被官となるものであることが、^④^⑤^⑥^⑨の事例については確認できるのであり、ますます土地を喪失してゆき、最終的な手段として自己売却をおこなつて債務奴隷と化する関係——年貢未進等による譜代関係の設定——ではないことが明らかといえよう。またそうでないからこそ、年貢弁済の手段として自己売却がおこなわれているのであり、こうした事態からは、一般に予想される人身売買と、八条村のこれらの被官売買が性格を異にすることを益々示唆すると思えるのである。脇田氏は先の分析において半奴隷的な存在として譜代（被官）を規定されたのであるが、八条村の被官は、それにもかかわらず、必ずしも半奴隷的な譜代をストリートには予想しえないと考えられよう。もっとも、中世の一般的な土地売買などについて考慮すれば、その弁償額は基本的に、売値である本直に等しいものであり、八条村の事例のように、「われら作沓職ヲいつれも永代御とり可有候」、「作沓職共可被召上者也」といった文言から予測しうる事態、単に売値の返却にとどまらず、それ以上に保障せねばならないことを予測させる事態があるとすれば、被官関係に入ることによって、土地所持の在り方が拘束を受け、その違反に対しては沓職召上という、より威嚇的な関係に立ち至る可能性がないとはいえないであらう。しかも、このようにして所持権が弱体化し、その上、所持する一職が次第に放出されてゆくとすれば、ますます奴隷奉公化し

てゆくことを避けられないとみななければならない。とはいえこの時期の八条村の被官関係にあっては、なお土地所持とつながりを有したまま被官主との関係を設定するのであって、その関係は②などに示されている「御ほうこ」関係を維持し、被官主の家権力に全面的に吸収されてしまうものではないことが確認されるのである。

この八条村の被官売券については、先にも記したように宮川満氏がその史料三通を紹介されているが、宮川氏はそれらに関して若干の分析をおこなわれており、彼らがきわめて零細な小農であって、有力農民の経営に依存的な存在であり、自己の再生産に困難であるがゆえに、つねに没落する傾向にあり、有力農民との間により劣悪な隷属関係をとり結んでゆかざるをえなかったと理解されているように思える。⁶⁾つまり八条村の事例は、検地帳の零細登録人の没落の事例として注目されている。近世初頭の地主経営が、譜代下人や名子・被官等にみられるような奴隸的、半奴隸的な階層によって維持されていたことは、しばしば指摘がなされており、八条村の被官売券にみえる被官関係が、より隷属的な関係として把握されるのは当然であるだろうし、この時期の譜代奉公により隷属的な関係をみとめられた脇田修氏の見解にも通じるものといえよう。しかしながら一概に隷属関係といっても、その中味は様々な事態が存在するであろうし、どのような隷属関係なのかをさらに検討する必要があるであろう。しかもこれらの売券は、先にもみたように、人身の永代売という形式をとるにもかかわらず、なお半奴隸・債務奴隸として全面的に被官主の家権力に吸収されているとは思えないのであって、一般の人身売買として理解するにはなお問題があるのであり、これらの史料だけでは、かれらの没落を直ちに結論することもできないであろう。それではこれらの者は、被官としてどのような地位に置かれ、どのような被官関係をとり結んでいるのであろうか。当該期の八条村関係文書中には、それらの実態を完全に明瞭にさせるものはないが、同時期の八条村には、多量の売券類が残存しているほか、⁷⁾土地保有や地主

経営を観察しうる史料としては、文禄四年十月一日付の名寄帳、慶長七年九月及び慶長十九年三月の名寄帳がそれぞれ残されており、それゆえ以下においては、これらをもとにして検討を加えることにしたい。

これらの名寄帳はいずれも、近隣の石田村、七条村、今川村、こん屋村に関する記載を含めたものであるが、そのうち最も規模の大きい八条村分について見るならば、先の被官売買の買主である兵介・兵作（兵介は文禄並びに慶長七年名寄帳にしか現われず、兵作がその後を継いだと考えられる）の高請地が村内でもぬきんでており、例えば慶長七年段階における八条村分三四〇余石余のうち、兵介の持高は八五石余、二五%を有し、かれらの地主的経営の規模の大きさがわかる。そしてまた、その余の名請人を見れば、そこには先の被官売買の売主として登場している者の多くが、同様に登録人として名を連ねているのであり、それらを表にすれば第二表のようになる。

これらの名寄帳のうち、例えば介三郎の場合のように、文禄及び慶長一九年のそれにおいてその名が登録されているにもかかわらず、慶長七年の名寄帳には記載がなされていないことなどを考慮すれば、無記載の者が完全に無高であることを意味したり、小太郎のように、文禄四年にしかその名を現わさない者を、その後の段階において高請地を喪失したと判断するには、なお慎重であらねばならないと思われる。

しかしながらこれらの登録人の持高に注目すれば、それが五石をこえる者が多く見出だされ、十石以上の高持百姓の存在を幾人も数えることができる。また、その屋敷記載についてみるならば、文禄四年名寄帳には兵介をはじめとして何ら屋敷記載がなく、またその他の名寄帳にしても必ずしも明瞭ではないが、——というのも、慶長一九年の名寄帳の例でいえば、一石八斗余の持高の記載がある左衛門四郎が屋敷登録をおこなっているのに、九石以上の持高のある介三郎には、屋敷記載がされていない点や、介六のように慶長七年に屋敷を有する者が、一九年には記載がなさ

第 二 表

被 官	文 録 4 年	慶 応 7 年	慶 応 19 年
藤市	—	七条分 2石9斗4升7合	—
左衛門四郎	6石1升3合5勺	6斗1升7合	1石8斗3升2合
形部左衛門	—	—	—
小太郎	13石7斗5升1合	—	—
弥三郎 (子九郎)	7石2斗9升 (4石7斗7升2合)	— —	— —
彦四郎	13石9斗7升7合4勺	14石1升	—
又三郎	12石1斗1升1合	9石5斗2升8合	—
孫太郎	15石6斗9升2合	14石5斗6升2合	9石7斗6升7合5勺
孫左衛門	9石3斗6升9合4勺	12石2斗2升	3石9斗1升8合
介三郎	15石2斗9升2合	—	9石4斗4升9合4勺
さん衛門	—	13石9斗4合	5石5斗1升4合
三吉	—	—	—
介六	—	6石7斗	8石3斗9升2合
与三郎	—	7石3斗7升1合	6石4斗5升3合
藤十郎	—	5石7斗4升3合	7石2斗6升8合
又蔵	—	—	3石7斗6升1合

一六世紀末近江国八条村の被官売券

一五 (七四三)

れていないといったことが注意される必要があるからである——被官となった者の多くが屋敷地登録人であり、無屋敷登録人は介三郎・三吉・又蔵等数名を数えるに過ぎない。このような事実から、かれらは自己経営を可能にする高持百姓であり、零細な小農民というよりは、むしろ一般的な農民像を提供しているのであって、それ以外の村内の一般百姓と何ら大差のない存在であったと考えることができるであらう。また、これらの名寄帳の一人の名請人についての記載をみれば、大地主である兵介・兵作等をも含めて、ほぼ三つの型に分けることができる。それは①単に名義人の名前のみが記されているもの、②——作、——分として、他の名義人の名請地に記載がなされている場合、③分附百姓の控地として存するもの、であり、これらの分附関係をみるならば、分附主が他の分附主の分附百姓として存在したり、分附百姓が他の百姓の分附主となる場合などが多くみられ、それらは地主をはじめ、被官となった者、他の一般百姓においても同様にあてはまる。したがって被官層もまた、自己の経営する高請地以外にも、地主や他の百姓の高請地について分附百姓として耕作に従事していたし、自身の高請地を他の分附百姓に請負わせる等の事実をみとめることができる。それゆえにこの期の八条村の階層としては、大規模経営をおこなう少数の地主と、大多数のひらの百姓という、ほぼ二つの階層からなっていたとみることができよう。

さらに注目しておきたい点は、当該時期のこの地域においては、かなり複雑な出入作の入組関係がみとめられ、慶長十九年には、例えば八条村内への今川村入作分として六五石八斗八升一合がみとめられるなど、錯綜した関係を有していた。また、村内の地主で、慶長七年には四〇石以上の持高を示す兵右衛門についてみるならば、そのうちの十一石余が分附百姓の控地となっているが、それを示せば、三吉分、二郎大夫分、三郎右衛門分、石ノ右衛門太郎分、七ノ藤太郎分、石ノ五郎二郎分、今川三郎二郎分、今川二郎左近分、今川左十郎分、今川太郎右衛門分、八ノ藤六ひ

め分、八ノ孫左衛門分、八ノ孫右衛門分、八ノ四郎右衛門分の記載がみられ、八条孫左衛門のように、兵作の被官となりながら兵右衛門の分附百姓として存在するものをはじめ、七条・石田・今川各村の者の出入をうかがい知ることが出来る。なおまた第二表の最初に記した、八条藤市などは、八条村内に、その持高がみられないにもかかわらず、七条分として二石九斗余を名請していることから推測できるように、村内での持高などとは別個に、他村への出作がおこなわれているのであり、以上のべてきたような事態が示しているのは、この時期の八条村周辺において、広範な散りがかり的従属関係や出入作がみとめられることであり、しかも被官とそれ以外の一般農民との間に、さほど格別な差異が発生していないということである。

それでは、このように所持高をもちながら自身を永代売却したかれらは、被官になることによってその後どのような変化をうけたのだろうか。

先にみたように彼らは、被官化したとはいえ、自ら作る一職をそのまま保持しつづけていた。それゆえに例えば、慶長七年に自己の永代売をおこなった孫太郎などのように、その後にあっても、その所持する耆職を被官主である兵作に売却することを可能にしたのである。その売券には、

永代売渡申耆職事

合式畝四分者

在江島坂田北郡八条庄内、字大やしき
西八限道北八限道南八限孫右衛門田

右件耆職元者、雖為八条孫太郎先祖相伝之耆職、依有直要用能米五斗仁永代売渡申所実正明白也、然上者子々孫

々後々末代於違乱煩他妨不可有者也、仍而後日売状如件、

とり

慶長拾四年十一月廿日

売主 八条ノ

孫太郎(略押)

正こう寺 七畝六分

同島 壹畝十八分

ツフラ田 四畝十八分

川すゝ 壹畝七分

ヲナワシロ 壹反六畝

いやしき 廿分

ヲク代 壹反二畝三分

ホソ田 壹反十六分

茶屋前 三畝

同 追筆「字一入」 六畝

壹石壹斗一升六合

壹斗二升

六斗六升

壹斗二升四合

貳石四斗八升

八升

壹石六斗九升四合

壹石六斗三升二合四夕

四斗六升五合

九斗三升

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

合拾参石九斗七升七合四夕

これに対して、被官売買をおこなった直後の、同年九月段階での名請地は、多少の移動があるとはいえ次のようになってる。

つふら田

かと 貳拾分

同 中 壹畝廿五分

石原 上

六斗貳升五合

九升四合

貳斗五升七合

壹石六斗一升八合

彦四郎

同

同

同

ほうてう	中	宍反	六分	宍石五斗六升八合	同
あか川	中	四畝	拾分	六斗七合	同
おく代	上	三畝	廿三分	宍石八斗九升四合	同
同	中	同	同	五斗式升八合	同
同	中	同	同	宍石八升五合	同
中	中	同	同	八斗四升	同
ほうてう	上	五畝	拾式分	九斗宍升八合	彦四郎
のた	上	宍反	四畝六分	式石式斗宍升	追筆 同 〔今川ノ平右衛門 兵介越〕
平柳	中	八畝	拾分	宍石宍斗六升七合	追筆 同 〔七ノ基三郎〕
正こんし	上	上畝	式畝分	式斗六升	同
川す	上	上畝	宍畝拾分	此内六升五合与三郎 宍斗七升三合	同
屋敷	宍	宍畝	六分	宍斗六升六合	同
合拾	四	石	宍升		

それゆえに、被官化以前とそれ以後の段階においても、土地所持についての根本的な改変がみられないと考えることができるであろう。

以上のようにみるならば、かれら被官層の没落をストレートには予想しえないのではあるが、しかしながら彼らが、自己自身を売却したという事実には何らの変わりはないのであって、人身売買が一般に奴隷的な存在へと没落し、永

遠にその身を債奴としてしずめるものであると考えられるものである以上、そこでいう人身売買がいかなる意味を有するものであるのかを再検討しなければならないと思われる。その人身売買が一般的な人身売買ならば、先にみたような事態を予想することが困難であるのであり、そこで的人身売買が通常云われているものとは異なるものと考ええることによって、その問題を解明する糸口となると考えられるからである。つまりかれら被官は一体何を売却し、そしてどのような関係に入ることになったのかを、あらためて考察しなければならないであろう。

- (1) 『改訂近江国坂田郡志』第六卷、福永寺文書。
- (2) 宮川満『太閤検地論』第三部、史料二二五、二二六、二二四。
- (3) なお史料は、特に断りのないかぎり、滋賀大学経済学部付属史料館の「福永文書」であり、同史料館『研究紀要』九号「福永文書目録」に、その史料目録が記載されている。
- (4) これらの被官売券は、「福永文書目録」身分一—一二二である。
- (5) 脇田修「農村における雇傭労働の展開」(『近世封建社会の経済構造』所収)二五四頁以下。
- (6) 宮川満『太閤検地論』第一部、三三六頁。
- (7) 「福永文書目録」売買一—五八。
- (8) 「福永文書目録」土地一、二、三。

三

先にみた被官売券は、自らを売却することによって、買主の被官人となる契約であった。したがってそれは人身売買の原因とする被官契約、下部契約であったと解することができる。

中世の被官契約は、封建法の系譜にある一般的な主従契約以外においても、とくに後期より中世末期にあっては、

社会の一般民衆にまでひろがってゆき、隷属的な奉公關係をも包括するものになっていったことが知られている。従つて被官、被官人というものも、侍身分に限られず、下は下人に至るまで包括して用いられたのである。主従契約とは區別されるより隷属的な被官契約、下部契約の存することは既に石井良助博士によって指摘されているが、その際、身曳——自己の身体・人格を相手方に引き進める行為——にあって、下部契約たる被官契約として把握されること^①のあったことが重要である。

中世における身曳は、我と我が身を相手方の支配の下に置き、その所従被官となる行為であつて、人身売買に類似したものといえようが、必ずしも人身売買のみを原因とするものではなく、自己を相手方に引渡すという行為に着目されて形成された法形式であつたことが石井博士により明らかにされている。とするならば、先に検討を加えた近世初頭の八条村にみられる自己の永代売却という形式もまた、中世の身曳の延長線上に考えられる法形式とみなすことが可能であると思える。それらの被官売買は圧倒的に自己自身の売却、自己の引渡という形式をとるのであるから、中世的な身曳の遺制として把握しうるであろう。そして先述したように、身曳にあって、それが下部契約たる被官契約として把握されることが存したのであり、そのことは、譜代契約にもとづく譜代に、売買を原因とする譜代が混入しているという事態の発生を示しており、八条村の事例が単なる人身売買とみなすことにそぐわないのも、それが中世的な身曳の法形式を受けつぐものであつたと考えることによつて、より問題状況が明らかになると思えるのである。

石尾芳久教授は、主従契約の系譜にある被官契約の広汎な展開（百姓層の自由な主取り）という事実が、こうした人身売買類似の身曳までもが下部契約としての被官契約の系譜において把握される場合のあつたことを指摘されているが、もしそうであるとすれば、戦国法や織豊政権等にあって、百姓層の自由被官化、逃散行動等の禁圧と人身

売買禁令が同一レヴェルで把握されているという問題の解決へ一歩前進することになるのであり、八条村の事例も、そうした問題のなかに位置づけることが可能となろう。

とはいえ、八条村における自己の永代売という形式が、通常の人身売買とその性格を異にするとすれば、その内容をどのように考えることができるのだろうか。ここで注目しておきたいのは、かつて水上一久氏が、「中世における人身売買」^③において考察された問題である。すなわち水上氏が、鎌倉期段階における人身的隷属が、室町期に至るや季奉公の盛行という図式をつくり出されたことにひきづられた見解であり、譜代下人が中世を通じてつねに再生産されていたことを思えば、なお問題が残るといわねばならないにせよ、室町・戦国期における年季売の傾向を指摘された点は傾聴に値すると思われる。氏の挙げられた中世後期より末期における年季売には、いくつかの特徴がみられる。そのひとつは永代売とあるものが、現実には年季を切っているものが存するということ、また第二には、年季売が労働日数の限定——代銭納化（手間料の納入）——と関係していることである。

例えば「時国家文書」にあつては、

〔「売」以下同〕

買渡申女之事

合卷仁者 在所円山

右、彼永代買渡申処実也、但代八百文永代普代相伝買申事不相違候、於上者有頂天、下者大河下ニ并山崎名字内子々孫々、於此女谷千代ニ、年十一也、違乱煩申間敷候、然者天下一同之御徳政□、又ハ沙汰ハ明拾を限り、明□□十九日まで□、仍為後日買券之状如件、

一六世紀末近江国八条村の被官売券

天文拾年十二月廿四日

買主 中村山崎 孫太郎 (略押)

下町野領家ヒツメ
時国衛門 太郎殿 まいる

とあり、永代売という形式をもちながら、明らかにその内実は年季売であることが理解される。

それゆえに年季売のなかには、通常の人身売買と異なり、自己自身の全面的な、かつ永遠の隷属という観念は存在しない。それはむしろ自己と自己の労働力とを分化させて考えるという方向がみとめられるのである。事実「時国家文書」にあつては、一ヶ月の労働日の確定や労働の代銭納化、あるいは自身を買戻すことなどによって、自らを解放してゆく事実がみとめられるのであり、自己の人格までも全面的に隷属させて、奴隷的地位におちいるといったものではなく、自己の人格と自己の労働力の分化をみとめることができるのであり、そこから継続して家父長権からの自身の解放の契機を見出だしるのである。つまり、年季売という法形式によって、一種の労働契約、雇傭契約の締結がおこなわれていたと解することができる。

先にみた「時国家文書」においても、永代売という形式をとりながらも、現実には年季売であるという在り方は、八条村においても十分考えることが可能である。それは第一には代価がきわめて幅のあることから、その内容に様々な段階を設けることが可能であるということ、つまり特定の期限つきの売却である可能性が高いことであり、第二には、介三郎の事例のように、慶長八年と慶長一六年の二度にわたり自己を売却していることからみて、それは明らかに、永代売の形式をとりながらも、年季を切っていたものであるわけであるから、八条村の事例もまた、年季売却の形式のものであったと考えることが出来るのであり、そのようにして考えてはじめて、八条村での様々な問題を解決

する米口が見出せるのである。すなわち年季売買形式であることによって、これらの被官売買にもかかわらず、なおかれらが被官主の家権力に包摂されず、他の一般農民と同様、ある程度の独立を維持しえたのであり、被官主の家長権から解放されうる契機をつねに持ちえたと考えられるのである。

なお考慮されねばならないのは、近年勝俣鎮夫氏が「地発と徳政一揆」において指摘された事柄であり、古代・中世における土地売却が、今日のように所有権の完全な移転を意味するものではなく、請戻・買戻をその前提として有していたのであり、戦国期に至ってもなお永代売の觀念が定着していないことを指摘された点である。⁽⁵⁾したがって、たとえ永代売の形式を有していても、実際には本錢返等の買戻し可能な売買形態が存するのであって、勝俣氏は、「このような形式の売券は、農民の売券に特徴的に多くみられるのであり、当該期先進地帯には一般的には永代売が定着しつつあるとはいえ、なお農民においては、買戻し権を留保した売買形態こそが、土地売買の本来の姿であるという觀念が根強く存在していたといえるのである。また古代の売却地買戻の額が本直すなわち売値であるとされているが、永代売の中世の売券の弁償文言にみられる弁償額も先掲の売券にみられる如く基本的には本錢であり、極端にいえば『右京大夫尼一期之後、塩浜御領知之時へ、放券之地少々候はんをへ、直物をかへしたひて、如本可被付寺家候』とある如く、永代売の土地でも本錢さえ返却すれば再びその所有権を回復しうるものと考えられていたのである。」という重要な事実を明らかにされているのである。

このように中世農民の土地売買において、永代売の形式を有してはいても、実際には期限付の売買にすぎないか、あるいは本直を返却することによって買戻・請戻可能であるという留保付の土地売買が一般的におこなわれていたという事実からみれば、先にみた人身の永代売買も、従来考えられていたように、それが完全な自己売却、債務奴隷化

を意味するものとみるよりも、土地売買と同様つねに請戻し可能、買戻し可能なものとして、もともと存在していたと考える方が、より適合的ではないかと思える。そして、中世末期の法制では、一〇カ年の継続的な奉公関係の設定をもって、譜代奉公人とみなすことが例となっており、それゆえ譜代とされた者のなかにも、こうした年紀売のケースが多く存したとみることもできよう。したがって水上氏が、いくつかの事例によって推定された中世末期の人身の年季売の傾向というものも、より広範囲な方向で考えてゆくことが可能なのであり、近世初頭の近江国八条村の被官売買は、そうした中世的な形態がなお残されていたものとして位置づけることができよう。

鎌倉期にあつては、例えば「字犬子者、依為養子、暇給候畢、不可有後日沙汰、既覚順之放文取候畢」というように、養子縁組によって所従身分を脱却するといった事例が見出される⁶⁾。こうした解放奴隸は個別に、よりゆるやかな従属関係を主人と取り結んだと考えられるが、中世後期に至つては、先にみた年紀売却という形式を通じて、そうした家長権から解放されうる契機を、より強く有していたと思えるのである。そしてそのことの広範な展開が、人身売買を原因とする奉公関係をも、自由な譜代奉公関係のなかに包含してゆく重要な要因となりえたと考えられるのであり、八条村の例のように、土地所持を伴ったまま、あるいはすくなくとも、そのことを被官主に承認させた形で、被官関係を継続しえたのも、中世後期の人身売買の、そうした一面によつていのではないかと思われるのである。

- (1) 石井良助「中世人身法制雑考」二『法学協会雑誌』五六ノ九 一七七〇頁以下。及び一七七四頁註(3)参照。
- (2) 石尾芳久「近世人身売買再論」(関大『法学論集』二七ノ五) 二九頁以下。
- (3) 水上一久『中世の荘園と社会』所収。
- (4) 水上一久「中世讓狀に現われた所従について」(『中世の荘園と社会』所収) 一五一頁、註(20)。
- (5) 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』所収、九四頁以下。

(6) 水上一久「中世讓狀に現われた所従について」一三三頁。

(7) 牧英正氏によれば、享徳三年に菅浦公文が批把公事人十二人を代一貫八百文で売却している(同『日本法史における人身売買の研究』一四一頁以下)。この事例は、氏の指摘にもあるように人身売買と考えることはできないのであって、公事人に対する進退権もしくは公事徴収権の売却であると思われ、対価が少額であることからみても、期限付か、買戻可能なものであったと考えられる。とはいえ、それが、「永代うりわたすひわ公事人事」という形式でおこなわれていることが注目しうるものであり、この期の売買形式が、かなり広汎な内容を内にふくんでいたことを推定させるものといえよう。